

熊本県公報

第 1 1 3 1 2 号
平成 17 年 9 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の区域変更..... (道路総務課) 1
 - 道路の供用開始..... (") 1
 - " (") 2
 - 指定居宅サービス事業所の指定..... (高齢者支援総室) 2
 - 特定養殖共済義務加入に係る契約締結の申込みの同意成立の届出..... (漁政課) 2
 - 漁獲共済義務加入に係る契約締結の申込みの同意成立の届出..... (") 3
- 公 告**
- 定款変更認可..... (農村計画課) 3
 - 土地改良区役員の退任及び就任..... (") 3
 - 芦北保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続き..... (地域医療推進課) 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県本人確認情報保護審議会の開催..... (市町村総室) 4

告 示

熊本県告示第 1095 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|--------------|---|----|-------------------|--------------|-------|
| 一般 県道 | 仏 原 高 森 線 | 上益城郡山都町大字郷野原字尾辻 2033 番 1 地先から 同字 2033 番 1 地先まで | 前 | 6.6 ～ 9.9 | 15.0 | 災 補 道 |
| | | | 後 | 14.5 ～ 18.0 | 15.0 | |

2 区域変更する期日 平成 17 年 9 月 14 日

熊本県告示第 1096 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 大浜小天線 | 玉名郡横島町大字横島字神崎尻 10220番1地先から 同字 10218番1地先まで | 72.0 | 単道改 |

2 供用開始する期日 平成17年9月16日

熊本県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年9月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|--------------|--------|
| 一般国道 | 266号 | 下益城郡城南町大字坂野字大道下 263番6地先から 同町大字千町字沼ノ口 1866番2地先まで | 320.0 | 交通円滑特一 |
| " | " | 下益城郡城南町大字千町字著町 同字 2079番2地先から 2022番3地先まで | 120.0 | " |

2 供用開始する期日 平成17年9月20日

熊本県告示第1098号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年9月14日

熊本県知事 潮谷 義子

【認知症対応型共同生活介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|-------------------------------|-------------|-----------|
| グループホームひめど 上天草市姫戸町姫浦2544-6 | 社会福祉法人姫戸福祉会 | 平成17年9月1日 |

熊本県告示第1099号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同条第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月14日

熊本県知事 潮谷 義子

| 義務加入が成立した加入区の名称 | 漁業の区分 |
|--|-------|
| 有明海のり特定第1号 有明海のり特定第3号 有明海のり特定第4号 有明海のり特定第8号 有明海のり特定第9号 | のり養殖業 |

熊本県告示第 1100 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 義務加入が成立した加入区の区域 | 漁 業 の 区 分 |
|----------------------------|----------------------------|
| 天草漁業協同組合の地区のうち天草郡天草町下田の地区 | 10 トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業 |
| 天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町合津の地区 | 小型定置漁業 |

公 告**熊本県公告第 694 号**

阿蘇市阿蘇土地改良区理事長洞田貫逸雄から平成 17 年 4 月 19 日付けで申請の定款変更については、平成 17 年 9 月 5 日付けで認可した。

平成 17 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 695 号

宇城市下益城南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 17 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 松 田 利 康 | 宇城市松橋町松橋 817 番地 |
| " | 松 永 信 雄 | 宇城市小川町東海東 1225 番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 阿曾田 清 | 宇城市三角町波多 2369 番地 |

熊本県公告第 696 号

芦北保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成 17 年 9 月 14 日

水俣保健所長 佐 藤 克 之

病院の廃止及び病床の減少等により、水俣市及び芦北郡を対象とする芦北保健医療圏では、熊本県保健医療計画で定める基準病床数に対して、下記 1 のとおり、既存病床が下回っております。

つきましては、当該圏域において、下記 1 に掲げる病床種別に係る病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床を希望される方は、下記 2 により許可申請書を提出して下さい。

記

1 病床種別及び病床数

(1) 病床種別 病院における一般病床及び療養病床並びに診療所における療養病床

(2) 病床数 72 床

2 申請の手続き等

(1) 申請書の提出期間及び提出場所

平成 17 年 10 月 17 日（月）から同年 10 月 21 日（金）までの期間で、午前 9 時から午後 5 時まで、水俣保健所総務企画課に提出してください。

(2) 許可申請書等の交付方法及び問い合わせ先

許可申請書等の様式については、水俣保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手（80 円）を貼付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

その他、問い合わせ等があれば水俣保健所総務企画課まで御連絡ください。

(問い合わせ先)

水俣市八幡町二丁目 2 番 13 号

- 水俣保健所総務企画課（電話 0966-63-4104）
- 3 その他
受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、芦北地域保健医療推進協議会において協議を行うなど、必要な調整を図った上で許可することとなります。

登載依頼**熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号**

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年9月14日

熊本県本人確認情報保護審議会会長 片 岡 勲

- 1 開催日時
平成17年10月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18-1
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
 - (2) 本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村総室）
（電話 096-383-1111 内線 3386）